

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 建物、構築物、機械及び装置、車輌運搬具、器具及び備品、権利並びにソフトウェア一定額法
 - ・ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・ 退職給付引当金一当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号の第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
「法人本部サービス区分」
 - イ あすなろの家拠点（社会福祉事業）
「特別養護老人ホームあすなろの家サービス区分」
「デイサービスセンターあすなろサービス区分」
「在宅介護支援センターあすなろサービス区分」
「ショートステイサービス区分」
「指定居宅介護支援事業所サービス区分」
「ホームヘルプサービスサービス区分」
「ひかりサロンサービス区分」
 - ウ ケアハウスしみず拠点（社会福祉事業）
「ケアハウスしみずサービス区分」
 - エ 風の子保育園拠点（社会福祉事業）
「風の子保育園サービス区分」
 - オ 心身障がい者施設どもの家拠点（社会福祉事業）
「就労継続支援どもの家サービス区分」
「生活介護どもの家サービス区分」
「グループホームともサービス区分」
「グループホームSUNサービス区分」
 - カ 久遠チョコレート拠点（公益事業）
「久遠チョコレートサービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|------------|------------|---------------|
| 土地 | 491,574,488 | - | - | 491,574,488 |
| 建物 | 989,298,944 | 39,892,882 | 52,022,061 | 977,169,765 |
| 建物付属設備 | 9,017,610 | 12,248,148 | 2,429,255 | 18,836,503 |
| 合計 | 1,489,891,042 | 52,141,030 | 54,451,316 | 1,487,580,756 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 土地(基本財産) | 491,574,488 | - | 491,574,488 |
| 建物(基本財産) | 2,114,154,103 | 1,136,984,338 | 977,169,765 |
| 建物付属設備(基本財産) | 50,755,965 | 31,919,462 | 18,836,503 |
| 建物 | 11,596,409 | 11,537,104 | 59,305 |
| 構築物 | 20,811,243 | 12,044,654 | 8,766,589 |
| 機械及び装置 | 7,770,000 | 6,257,435 | 1,512,565 |
| 車両運搬具 | 39,963,587 | 35,626,936 | 4,336,651 |
| 器具及び備品 | 161,741,890 | 111,522,585 | 50,219,305 |
| 有形リース資産 | 5,472,160 | 4,202,166 | 1,269,994 |
| 合計 | 2,903,839,845 | 1,350,094,680 | 1,553,745,165 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更
該当なし

3. 採用する退職給付制度
該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
「法人本部サービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------|---------|---------|
| 土地(基本財産) | - | | - |
| 建物(基本財産) | - | | - |
| 建物 | - | | - |
| 構築物 | - | | - |
| 機械及び装置 | - | | - |
| 車両運搬具 | 150,000 | 149,999 | 1 |
| 器具及び備品 | 180,611 | 7,525 | 173,086 |
| 合計 | 330,611 | 157,524 | 173,087 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(あすなろの家拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・退職給付引当金一当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) あすなろの家拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - 「特別養護老人ホームあすなろの家サービス区分」
 - 「デイサービスセンターあすなろサービス区分」
 - 「在宅介護支援センターあすなろサービス区分」
 - 「ショートステイサービス区分」
 - 「指定居宅介護支援事業所サービス区分」
 - 「ホームヘルプサービスサービス区分」
 - 「ひかりサロンサービス区分」
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
 - 「特別養護老人ホームあすなろの家サービス区分」
 - 「デイサービスセンターあすなろサービス区分」
 - 「在宅介護支援センターあすなろサービス区分」
 - 「ショートステイサービス区分」
 - 「指定居宅介護支援事業所サービス区分」
 - 「ホームヘルプサービスサービス区分」
 - 「ひかりサロンサービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-----------|------------|-------------|
| 土地 | 232,465,527 | | | 232,465,527 |
| 建物 | 585,301,016 | 5,741,670 | 25,781,480 | 565,261,206 |
| 合計 | 817,766,543 | 5,741,670 | 25,781,480 | 797,726,733 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|-------------|-------------|
| 土地(基本財産) | 232,465,527 | | 232,465,527 |
| 建物(基本財産) | 1,209,980,372 | 644,719,166 | 565,261,206 |
| 建物 | 5,423,000 | 5,422,997 | 3 |
| 構築物 | 210,000 | 209,999 | 1 |
| 機械及び装置 | 7,770,000 | 6,257,435 | 1,512,565 |
| 車両運搬具 | 26,726,244 | 26,314,975 | 411,269 |
| 器具及び備品 | 90,731,778 | 67,783,218 | 22,948,560 |
| 有形リース資産 | 3,641,760 | 3,641,760 | - |
| 合計 | 1,576,948,681 | 754,349,550 | 822,599,131 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ケアハウス清水拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、器具及び備品並びにソフトウェア 一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・退職給付引当金一当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ケアハウス清水拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
「ケアハウスしみずサービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 土地 | 101,665,346 | | | 101,665,346 |
| 建物 | 258,486,590 | | 10,237,666 | 248,248,924 |
| 合計 | 360,151,936 | - | 10,237,666 | 349,914,270 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 土地(基本財産) | 101,665,346 | | 101,665,346 |
| 建物(基本財産) | 516,294,025 | 268,045,101 | 248,248,924 |
| 器具及び備品 | 37,371,441 | 17,617,539 | 19,753,902 |
| 合計 | 655,330,812 | 285,662,640 | 369,668,172 |

9. 債権額、徵収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(風の子保育園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物並びに器具及び備品 一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金—職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・退職給付引当金—当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 風の子保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
「風の子保育園サービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|-----------|------------|------------|
| 土地 | 14,320,000 | | | 14,320,000 |
| 建物 | 81,086,970 | 8,402,350 | 11,094,411 | 78,394,909 |
| 合計 | 95,406,970 | 8,402,350 | 11,094,411 | 92,714,909 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

令和4年9月の水害により空調設備が廃棄処分となり、当該設備に係る国庫補助金等特別積立金500,574円を取り崩している。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 土地(基本財産) | 14,320,000 | | 14,320,000 |
| 建物(基本財産) | 222,994,787 | 144,599,878 | 78,394,909 |
| 構築物 | 12,431,100 | 9,535,391 | 2,895,709 |
| 器具及び備品 | 15,854,281 | 12,688,818 | 3,165,463 |
| 合計 | 265,600,168 | 166,824,087 | 98,776,081 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(心身障がい者施設ともの家拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア 一定額法
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・退職給付引当金一当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 心身障がい者施設ともの家拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - 「就労継続支援ともの家サービス区分」
 - 「生活介護ともの家サービス区分」
 - 「グループホームともサービス区分」
 - 「グループホームSUNサービス区分」
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
 - 「就労継続支援ともの家サービス区分」
 - 「生活介護ともの家サービス区分」
 - 「グループホームともサービス区分」
 - 「グループホームSUNサービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|------------|-----------|-------------|
| 土地 | 143,123,615 | | | 143,123,615 |
| 建物 | 64,424,368 | 25,748,862 | 4,908,504 | 85,264,726 |
| 建物付属設備 | 9,017,610 | 12,248,148 | 2,429,255 | 18,836,503 |
| 合計 | 216,565,593 | 37,997,010 | 7,337,759 | 247,224,844 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 土地(基本財産) | 143,123,615 | | 143,123,615 |
| 建物(基本財産) | 164,884,919 | 79,620,193 | 85,264,726 |
| 建物付属設備(基本財産) | 50,755,965 | 31,919,462 | 18,836,503 |
| 建物 | 6,173,409 | 6,114,107 | 59,302 |
| 構築物 | 8,170,143 | 2,299,264 | 5,870,879 |
| 車両運搬具 | 13,087,343 | 9,161,962 | 3,925,381 |
| 器具及び備品 | 17,603,779 | 13,425,485 | 4,178,294 |
| 有形リース資産 | 1,830,400 | 560,406 | 1,269,994 |
| 合計 | 405,629,573 | 143,100,879 | 262,528,694 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(久遠チョコレート拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込み額の当期負担額を計上している。
 - ・退職給付引当金－当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人静岡社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 心身障がい者施設との家拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略している。
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
「久遠チョコレートサービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 土地 | | | | － |
| 建物 | | | | － |
| 建物付属設備 | | | | － |
| 合計 | － | － | － | － |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------------|------|---------|-------|
| 土地(基本財産) | | | - |
| 建物(基本財産) | | | - |
| 建物付属設備(基本財産) | | | - |
| 建物 | | | - |
| 構築物 | | | - |
| 車両運搬具 | | | - |
| 器具及び備品 | | | - |
| 有形リース資産 | | | - |
| 合計 | - | - | - |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし